



マイナンバーカード交付・電子証明書の更新手続き 平日夜間・休日窓口のご案内

町民税務課 戸籍係 ☎ 77-3911

マイナンバーカードの受け取りおよび電子証明書更新手続きが次の平日夜間・休日にも利用できます。平日夜間・休日の受け取り、更新手続きをご希望の方は、希望時間を必ず電話にてご予約ください。

■予約窓口 町民税務課戸籍係
平日午前8時30分～午後5時まで

■5月の平日夜間および休日交付日・更新日
5月7日(木)、19日(火)、31日(日)

※事前予約が必要となりますので、戸籍係までご連絡ください。

■時間
〈平日夜間〉午後5時15分～午後7時まで
〈休日〉午前10時～午後3時まで

■マイナンバーカードの受け取りに必要なもの

- ・マイナンバー通知カード（申請書から切り離れた、12桁のマイナンバーが記載されたもの）
- ・個人番号カード交付通知書（ご連絡に同封されたハガキ）

- ・写真付本人確認書類（運転免許証など）
- ・印鑑（ゴム印不可）
- ・お持ちの方は住基カード（引き換えで交付します）
- ※代理人による受け取りは、本人が入院中等などで来庁が困難な場合に限られています。

■電子証明書更新手続きに必要なもの

- ・お持ちのマイナンバーカード
- ・有効期限通知書
- ※代理人による手続きの場合は、記入済みの「照会書兼回答書」と代理人の本人確認書類が必要です。詳しくは戸籍係までお問い合わせください。



マイナちゃん

国民年金保険料は 納付期限までに納めましょう

令和2年4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料は、月額16,540円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書による金融機関・郵便局・コンビニエンスストアでの納付、クレジットカードやインターネットなどを利用しての納付、便利でお得な口座振替で納付することができます。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくように案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納

付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく納付義務者（被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主）の財産が差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、町民税務課国保年金係で申請してください。

■問合せ

〈国民年金保険料の納付について〉

千葉年金事務所

☎ 043-242-6320

〈免除申請について〉

町民税務課国保年金係

☎ 77-3912・3913

証明書コンビニ交付サービス 一時停止について

町民税務課 戸籍係 ☎ 77-3911

システムメンテナンスのため、下記の日程でサービスを停止します。ご不便をお掛けしますが、よろしくお祈りします。

■停止期間 5月2日(土)～6日(水) 終日

■対象コンビニ 全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ

■対象の証明書

全ての証明書（住民票、住民票記載事項証明書、印鑑証明書、戸籍の附票、戸籍謄抄本）※ご利用には利用者登録されている住基カード、またはマイナンバーカードが必要です。

■通常の利用時間

土日を含む午前6時30分～午後11時（年末年始およびメンテナンス期間を除く）

収税

税の公平性を保つため 滞納処分を進めています

問 町民税務課 収税係 ☎77・3916

町税は納期限内に納めていただくことが原則となります。納期限後の納税には延滞金が増加されます。町の健全な財政運営のために納期限を厳守し、必ず納付してください。

町では、納期限内に納付されない方に対して、督促状や催告書など自主納付を促しています。しかし、再三の催告にも応じず納付相談の連絡もない、納税に誠意の見られない滞納者に対しては、公平性を保つため、滞納処分として資産調査や勤務先などへの収入調査を行い、差し押えを執行します。
※やむを得ない事情で、納期限内に納付できない方については、相談にお越しくください。

■平成31年度滞納処分（差押え）の状況

区 分	差押件数	差押金額
預貯金	31件	1,656,638円
生命保険	2件	402,200円
給与	2件	2,244,500円
その他	7件	365,802円
合 計	42件	4,669,140円

瑞宝単光章を受章

故 加藤 玄晃 さん (飯櫃)

加藤さんは昭和56年4月から平成21年3月までの長きにわたり、山武地区の保護司として更生保護の活動などに尽力されました。

また、保護司在任期間中の平成18年9月に法務大臣表彰を受章、平成13年から約8年間町の社会福祉協議会の評議委員を務め、犯罪や非行のない社会を目指しいろいろな活動をされるなど、安心・安全な地域のために多大なる貢献をされました。

この度、それらの功績が称えられ「瑞宝単光章」が授与されました。

国保

国民健康保険税 納め忘れにご注意

問 町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

国民健康保険（以下、「国保」）税の納期限を過ぎると、督促が行われます。国保税の納め忘れがある場合は、早急に納付してください。

督促後も納めずにいると、保険の給付に制限がかかり、通常の保険証の代わりに有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されます。

さらに、納期限から1年を過ぎると「被保険者資格証明書」が交付される場合があります。資格証明書は保険証と異なり、医療機関を受診した際いったん全額自己負担することになります。

■国保税の豆知識 Q & A

- Q** 国保税は誰が納めるの？
A 世帯主が納めます。国保では加入している一人一人が被保険者ですが、国保税は世帯主がまとめて納めます。
- Q** 国保税はどのように決められるの？
A 年度（4月から翌年3月）ごとに計算して決められます。年度の途中で加入人数が

変わったり、前年の総所得金額が変更になったりしたときなどは、再度計算しなおします。

Q 年度の途中で加入・脱退した場合、国保税はどうなるの？

A 〈年度途中で加入した場合〉
加入した月から年度末までを月割りで計算します。

〈年度途中で脱退した場合〉
加入した月から脱退した前月分までを月割りで計算します。

※保険証のお問い合わせは国保年金係、国保税のお問い合わせは課税係・収税係（☎77・3915・3916）までお願いします。

